

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	台東区
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>-----</p> <p>委託先名：</p> <p>-----</p> <p>委託内容：</p>
事業内容	<p>(1) 事業内容</p> <p>市民後見人の受任に向け、基礎講習を修了して台東区社会福祉協議会にて生活支援員や後見協力員として活動している後見人等候補者に対して、区の地域特性の理解や知識の向上を目的に市民後見人活動実務研修を行う。</p> <p>(2) 研修対象者</p> <p>基礎講習修了者</p> <p>(3) カリキュラム・開催日程</p> <p>3月開催予定</p> <p>内容検討中</p>
事業スケジュール (予定を含む)	
備考	

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	台東区
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築		
委託先及び委託内容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし		
	委託先名： 委託内容：		
事業内容	<p>(1) 事業内容 「台東区市民後見等に関する検討会」を設置し、市民後見人が適切に活動するために必要な支援策や育成研修、成年後見制度の利用促進について検討を行い、市民後見人活用のための基盤整備を行う。</p> <p>(2) 会員構成 学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、民生委員・児童委員の代表、介護サービス事業者の代表、地域包括支援センターの職員、台東区社会福祉協議会、区職員</p>		
事業スケジュール (予定を含む)	検討会スケジュール		
	開催回	開催予定日	検討内容
	第1回	6月11日	○成年後見関連事業の実施状況について ○台東区における市民後見人の定義とあり方について
	第2回	7月11日	○市民後見人の活動に必要な支援策について ○成年後見制度推進機関の体制について ○成年後見制度促進の方策について
	第3回	9月10日	○市民後見人の育成について
	第4回	11月4日	○台東区市民後見に関する検討会報告書案について
備考			

# 台東区市民後見等に関する検討会

## 報 告 書

台東区市民後見等に関する検討会

平成26年11月

## 市民後見人への期待

平成12年4月、介護保険制度の施行と同時に、新しい成年後見制度が「車の両輪」と言われてスタートしました。既に15年が経過しようとしており、成年後見制度の利用者は14万人を超えたということです。しかし、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、厚生労働省の最近の推計では認知症高齢者が470万人にもなると推測されています。地域で暮らす知的障害者や精神障害者も増加すると考えられ、成年後見制度への需要がますます高まっています。

こうした変化の中、最高裁判所が出している「成年後見関係事件の概況」によると、後見制度の担い手も変わってきています。発足当時は、子どもや親などの「親族後見人」が9割を超えていたのが、最新の資料（平成25年1月～12月）では、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職後見人が5割を超えました。しかし、こうした専門職だけでは需要に応えきれないと考えられ、「市民後見人」への期待が高まっています。市民後見人は、それまでの社会経験を活かし、ボランティア精神をもって、同じ地域で暮らす対等な市民として、専門職とは異なる後見活動の担い手となることが期待されています。

台東区でも市民後見人の育成をめざし、平成26年6月に検討会を立ち上げました。弁護士などの専門職とともに、介護サービスの担い手や民生委員の方々が、台東区ならではの市民後見人の活躍に向けて、毎回、積極的な意見を提案してくださいました。区役所や社会福祉協議会の職員の方々も確実に作業を進め、ここに報告書を完成することができました。そのめざすところは、「全ての区民が、安全・安心に、自分らしく、生き生きと暮らせる台東区」の実現です。市民後見人が活躍している自治体では、確実に地域が変わり、見守り・支え合いの輪が大きく広がっています。これまでの台東区の蓄積に市民後見人の活動が加われば、まさに「にぎわいきいき したまち台東」の更なる進展につながることを期待されます。そのためにも関係者が協力し、区民一人ひとりが力を合わせて、報告書の提言を具体化し、新しい地域作りに向かうことが求められます。

平成26年11月

台東区市民後見等に関する検討会  
委員長 石渡 和実

## 目次

1. 成年後見制度とは.....	1
(1) 成年後見制度の活用.....	1
(2) 法定後見制度の種類.....	2
(3) 成年後見人とは.....	2
2. 市民後見人とは.....	4
(1) 市民後見人の定義.....	4
(2) 市民後見人に求められること.....	4
3. 「台東区市民後見等に関する検討会」設置の背景.....	5
(1) 成年後見制度申立件数（国・都）.....	5
(2) 区市町村長申立件数.....	5
(3) 台東区の成年後見制度の相談等の状況.....	6
(4) 台東区における成年後見の必要性.....	7
(5) 市民後見人の必要性.....	8
(6) 検討会設置について.....	10
4. 市民後見人のあり方について.....	12
(1) 台東区における市民後見人の定義.....	12
(2) 市民後見人の名称.....	12
(3) 市民後見人のあり方（倫理と行動規範）.....	13
(4) 市民後見人の受任する事案の範囲（基準）.....	14
(5) 市民後見人の活動.....	15
5. 市民後見人の育成について.....	16
(1) 市民後見人育成の進め方.....	17
(2) 研修カリキュラム.....	21
(3) 誓約書.....	23

6. 市民後見人が適切に活動を行うための支援策について .....	2 5
(1) 支援策 .....	2 5
(2) 市民後見人の活動が適性に行われるための後見監督 .....	2 6
(3) 市民後見人の後見報酬 .....	2 6
(4) 市民後見人の保険加入 .....	2 7
7. 市民後見人の受任について .....	2 7
市民後見活動受任調整委員会の設置 .....	2 7
8. 育成・支援体制について .....	2 8
(1) 区・社会福祉協議会の取組みのイメージ .....	2 8
(2) 区・社会福祉協議会の支援内容（役割） .....	2 9
9. 今後の成年後見制度利用促進の方策について .....	3 0
資料編 .....	3 2
1. 「台東区市民後見等に関する検討会」設置要綱 .....	3 3
2. 「台東区市民後見等に関する検討会」会員名簿 .....	3 5
3. 「台東区市民後見等に関する検討会」開催経過 .....	3 6
4. 主なテーマに対する意見 .....	3 6
5. 成年後見制度関係資料 .....	3 9
成年後見制度に係る福祉制度の変遷 .....	3 9
アンケート調査結果 .....	4 2
台東区及び特別区部等の高齢単身世帯数の推移等 .....	4 4

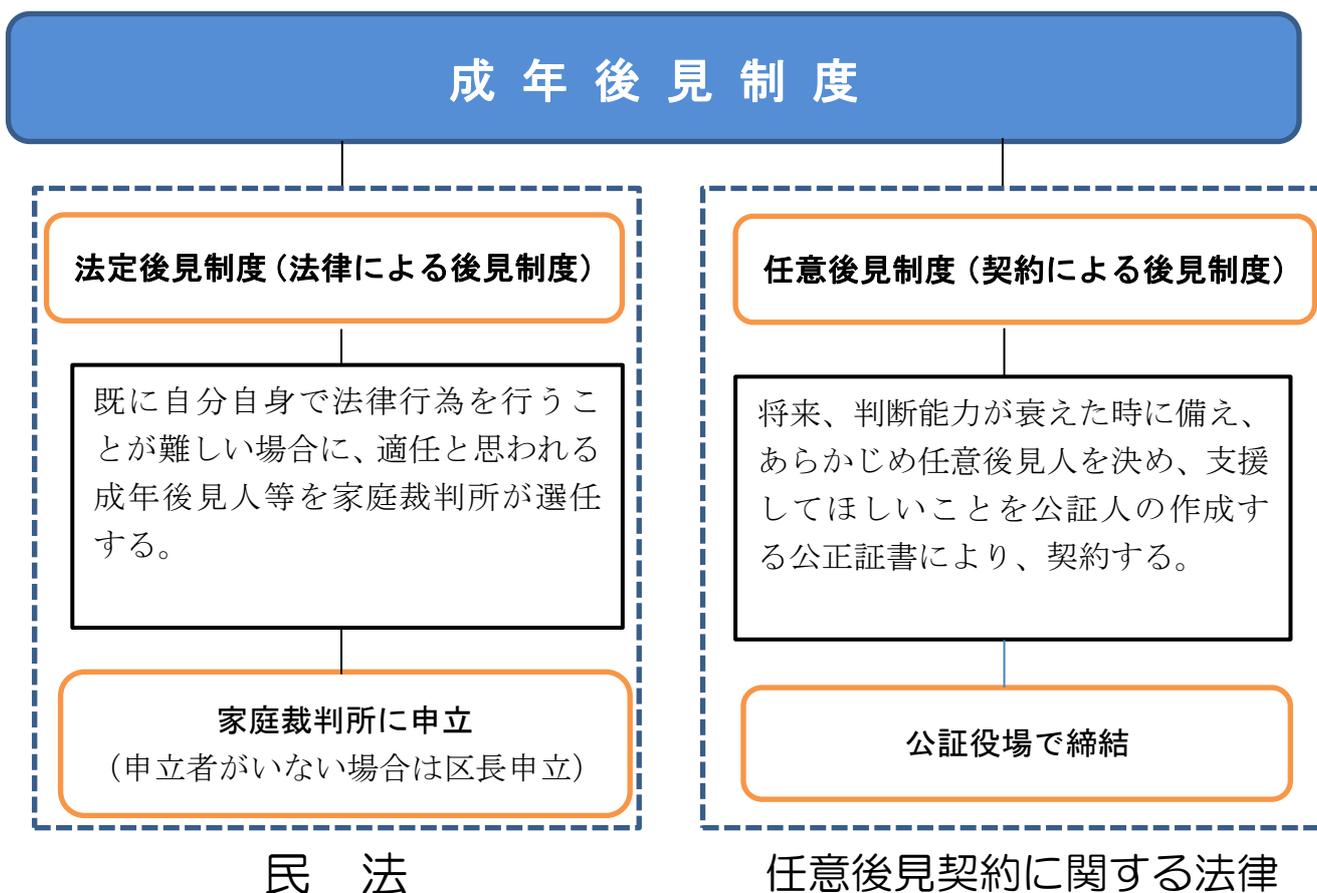
# 1. 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分になった方を法律的に支援する制度で、「法定後見」と「任意後見」の2つから成り立っている。

認知症高齢者等判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金等の財産の管理、介護サービスや施設入所の際の契約締結等を自分で行うことは困難だと考えられる。また、自分に不利益な契約を十分理解できないまま結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもある。

このように自分一人では契約や財産の管理等をすることが難しい方について、本人の権利を守る援助者を家庭裁判所が審判により選ぶことで本人を法律的に支援する制度である。

## (1) 成年後見制度の活用



台東区の市民後見人は、すでに判断能力が不十分な状況となっている方を対象とした法定後見制度のみを対象とし、判断能力が低下した時に備えるための任意後見制度については対象外とする。

## (2) 法定後見制度の種類

法定後見制度は、判断能力に応じて以下の類型に分けられる。

	後見	保佐	補助
対象となる方 (被後見人等(※1))	判断能力が 全くない方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 不十分な方
申立ができる方	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、区市町村長等		
申立についての本人の同意	不要	不要	必要
医師による鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等(※2) が同意又は取り消す ことができる行為	日常の買い物等の 生活に関する行為 以外の行為	重要な財産関係の権利 を得喪する行為等 (民法第13条第1項記 載の行為)	申立の範囲内で裁判所 が定める行為 (民法第13条第1項記 載の行為の一部) (本人の同意が必要)
成年後見人等に与え られる代理権	財産に関する全て の法律行為	申立の範囲内で裁判所 が定める特定の行為 (本人の同意が必要)	申立の範囲内で裁判所 が定める特定の行為 (本人の同意が必要)

※1 被後見人等とは、法定後見制度の類型に応じた対象となる方であり、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいう。

※2 成年後見人等とは、法定後見制度の類型に応じた担い手であり、それぞれ成年後見人、保佐人、補助人をいう。

## (3) 成年後見人とは

### ① 成年後見人等になれる人

家庭裁判所に申立を行う際、申立人は後見人等候補者を推薦することができる。最終的に家庭裁判所が本人の状態に応じて相応しい人を後見人等を選任する。主に後見人等となれる人は以下のとおりである。

- ① 本人の親族
- ② 法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職）
- ③ 法人（社会福祉協議会等）
- ④ 市民後見人

※親族が後見人等を選任された場合を、親族後見人と呼ぶ。

親族以外の人を選任された場合を第三者後見人と呼び、②～④を第三者後見人と呼ぶ。

## ②成年後見人等ができること

成年後見人等が主にできること（法的支援）は、財産管理と身上監護の2つに分けられる。

財産管理とは、被後見人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し、被後見人のために必要な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことである。

身上監護とは、介護契約や施設入所契約等、被後見人の身上の世話や療養看護に関することである。（毎日の買い物や身体介護等は含まない。）

後 見 人 の 活 動 内 容	
財 産 管 理	権利証や通帳等の保管
	収入（年金等）支出（公共料金等）の管理
	金融機関の手続き
	遺産相続等の手続き
	不動産等の重要な財産の管理、保存、処分
身 上 監 護	被後見人の住居等に関すること（家賃の支払い等）
	医療に関すること（治療費の支払い等）
	介護・生活に関すること （介護サービスの契約や利用、費用の支払い等）
	施設の入退所に関すること （施設への入退所契約や費用の支払い等）
	リハビリに関すること（契約や費用の支払い）
	被後見人の見守り（定期的な訪問）

## 2. 市民後見人とは

### (1) 市民後見人の定義

市民後見人は、その定義や所掌範囲は明確にはないが、親族以外の人を選任された場合を第三者後見人と呼び、第三者後見人の内、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職（以下、専門職という。）が選任された場合を専門職後見人、専門職以外の一般市民から選任された場合を市民後見人と呼んでいる。また、研究会報告書等では市民後見人について以下のとおり示されている。

#### ○日本成年後見学会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」

平成 18 年度報告書より

弁護士や司法書士の資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者

#### ○成年後見制度研究会「成年後見制度の現状の分析と課題の検討」報告書より

市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。

#### ○筑波大学法科大学院 上山教授「実践 成年後見 2009.1」より

市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。

(厚生労働省 市民後見関連情報より抜粋)

### (2) 市民後見人に求められること

市民後見人は法律や福祉の専門家である専門職と同様、家庭裁判所から選任され、法的に認められた権限をもって判断能力が不十分な方に対して支援を行う。同じ住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うとともに、被後見人等に代わって法律行為を行い、財産の管理を行うことから、高い倫理性、業務の公正性・透明性等が求められる。

### 3. 「台東区市民後見等に関する検討会」設置の背景

今後、認知症高齢者や親族等による成年後見の困難な方が増加すると見込まれることから、成年後見制度への需要の増大に対応するため、専門職のみでなく、市民後見人の育成を図り、地域での活動を推進する取組みを進める必要がある。

#### (1) 成年後見制度申立件数（国・都）

(最高裁統計資料より作成)

年（平成）	全国(※)	東京都
12年	9,007	1,007
13年	11,088	1,588
14年	15,151	2,052
15年	17,086	2,031
16年	17,246	2,021
17年	21,114	2,606
18年	32,629	3,211
19年	24,988	3,385
20年	26,459	3,682
21年	27,397	3,870
22年	30,079	4,484
23年	31,402	4,525
24年	34,689	5,292
25年	34,548	5,137

※平成20年より年度集計から暦年集計へと変更となった。

#### (2) 区市町村長申立件数

##### ①全国・東京都の区市町村長申立件数

(最高裁統計資料より作成)

年（平成）	全国	東京都(※)
12年	23	8
13年	115	34
14年	258	53
15年	437	86
16年	509	109
17年	666	140
18年	1,033	199
19年	1,564	297
20年	1,876	348
21年	2,471	459
22年	3,108	524
23年	3,680	595
24年	4,543	739
25年	5,046	841

※平成12年から平成15年までの東京都の区市町村長申立件数については東京都福祉保健局調べの数値より作成。

②台東区の区長申立件数

年度	件数	申立事由（件数の内訳）		
		認知症高齢者	精神障害	知的障害
14	2	2	0	0
15	2	2	0	0
16	0	—	—	—
17	5	3	1	1
18	1	1	0	0
19	3	3	0	0
20	5	4	1	0
21	6	3	2	1
22	10	6	3	1
23	6	6	0	0
24	14	13	0	1
25	16	16	0	0
合計	70	59	7	4

(3) 台東区の成年後見制度の相談等の状況

①成年後見制度の相談件数

年度	23年度	24年度	25年度
地域包括支援センター	202	289	424
高齢福祉課	135	286	591
障害福祉課	3	5	2
社会福祉協議会	196	167	179
合計	536	747	1,196

②社会福祉協議会の成年後見制度推進の実施状況

○相談件数の推移

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
相談実数 (件)	77	126	122	144	196	167	179

○法人後見の相談・支援件数等の推移・・・平成21年度より法人後見の受任開始

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
相談・支援件数	190	275	513	645	1,010
利用者数	3	4	5	8	9

## (4) 台東区における成年後見の必要性

### ① 台東区の高齢者人口の将来推計

台東区の高齢者人口は、平成26年の約4万4千人からしばらくの間増加し、平成30年を境として緩やかに減少すると見込まれている。一方、前期高齢者人口（65歳以上75歳未満）は平成28年以降、緩やかに減少するが、後期高齢者人口（75歳以上）は増加を続け、平成30年を境として後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回る見込みとなっている。

② 少子高齢化・核家族化の進行とともに、家族・親族や地域のつながりが希薄化し、高齢者や障害者への日常生活における支援等の低下が懸念される。

③ 高齢化率の高い台東区は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している。  
※P44を参照

④ 高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者も増加しており、都内の認知症高齢者数は、平成37年には52万人となる見込みである。（『東京都認知症高齢者自立度分布調査（平成23年1月）』から東京都福祉保健局高齢社会対策部が推計）

### 高齢者人口の推移と将来推計

	← 実績	推計 →										単位:人
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	
総人口	188,104	189,356	191,098	192,973	194,916	195,953	197,076	198,180	199,468	200,953	201,679	
高齢者人口	44,354	45,236	45,629	46,015	46,250	46,091	45,884	45,622	45,361	45,410	45,210	
高齢化率	23.6%	23.9%	23.9%	23.8%	23.7%	23.5%	23.3%	23.0%	22.7%	22.6%	22.4%	

台東区長期総合計画策定のための基礎調査をもとに作成  
平成26年は4月1日現在の実績（平成27年以降は推計）

### 前期・後期別高齢者人口の推移と将来推計

	← 実績	推計 →										単位:人
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	
前期高齢者 (65~74歳)	23,081	23,694	23,605	23,411	23,124	22,546	22,225	22,336	21,705	20,681	19,722	
後期高齢者 (75歳以上)	21,273	21,542	22,024	22,604	23,126	23,545	23,659	23,286	23,656	24,729	25,488	
前期高齢者比	52.0%	52.4%	51.7%	50.9%	50.0%	48.9%	48.4%	49.0%	47.8%	45.5%	43.6%	
後期高齢者比	48.0%	47.6%	48.3%	49.1%	50.0%	51.1%	51.6%	51.0%	52.2%	54.5%	56.4%	

台東区長期総合計画策定のための基礎調査をもとに作成  
平成26年は4月1日現在の実績（平成27年以降は推計）

## (5) 市民後見人の必要性

①後期高齢者の増加や成年後見制度の必要性の高まりにより、親族や専門職後見人だけでは制度を担いきれなくなることが予想されている。このため、新たな成年後見制度の担い手として市民後見人の育成を行う必要がある。

②平成23年6月に老人福祉法が改正され、成年後見人等を確保するため、区市町村が主体となった市民後見人育成等の取組みに関する努力規定が新設された。(平成24年4月施行)

### ○老人福祉法 第32条の2

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、補佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務が適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※市民後見人の活動や責任は、専門職後見人と異なることはない。

成年後見制度の利用は、被後見人等を法的に支援する一方、被後見人等の権利を制限することにつながるという趣旨を十分に踏まえ、高い倫理性、業務の公正性・透明性等が求められる。市民後見人の育成や支援について検討する際には、こうした点に十分留意する必要がある。

③市民後見人選任状況（23区内）

（平成26年5月20日現在）

No.	地域	件数	後見監督人（※）				備考 （その他の監督人）
			なし	あり			
					地区社協	その他	
1	千代田区	1		1	1		
2	中央区	2		2	2		
3	港区	2		2	2		
4	新宿区	12		12	12		
5	墨田区	11		11	11		
6	江東区	2		2	2		
7	品川区	45		45	45		
8	目黒区	3		3	2	1	司法書士
9	大田区	1		1	1		
10	世田谷区	5		5	5		
11	渋谷区	3	1	2	2		監督なしの事案は複数後見
12	中野区	1		1	1		
13	杉並区	2		2		2	杉並区成年後見センター
14	豊島区	7		7	7		
15	板橋区	5		5	3	2	社会福祉士
16	練馬区	9		9	9		
17	足立区	11		11	11		
18	江戸川区	19		19	19		
区部計		141	1	140	135	5	
市部計		57	11	46	19	27	
合計		198	12	186	154	32	

※成年後見人等の活動が適正に行われているかどうか、家庭裁判所や家庭裁判所が選任した後見監督人が調査し、確認することを後見監督という。詳細についてはP26「(2)市民後見人の活動が適正に行われるための後見監督」を参照。

## (6) 検討会設置について

前記の状況を踏まえ、台東区として市民後見人を育成し活動を促進するため、下記のとおり検討会を設置した。

### ① 目的

成年後見制度の担い手となる東京都台東区民の育成及び市民後見人が適切に活動を行うための支援のあり方について必要な事項を検討するため、台東区市民後見等に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### ② 所掌事項

検討会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東京都台東区（以下「区」という。）における市民後見人のあり方に関すること。
- (2) 区における市民後見人の育成に関すること。
- (3) 区における市民後見人への支援に関すること。
- (4) 区と成年後見制度推進機関との役割分担に関すること。
- (5) その他、成年後見制度推進に必要と認められる事項に関すること。

### ③ 構成

検討会は、次に掲げる者のうちから、東京都台東区長が委嘱又は任命する会員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士、司法書士及び社会福祉士
- (3) 民生委員又は児童委員の代表
- (4) 介護サービス事業者の代表
- (5) 地域包括支援センターの職員
- (6) 社会福祉協議会事務局次長
- (7) 区の職員（福祉部長、福祉部福祉課長、福祉部高齢福祉課長、福祉部障害福祉課長、福祉部保護課長及び健康部保健予防課長）

#### ④「台東区市民後見等に関する検討会」の検討事項

- I. 市民後見人のあり方について
  1. 台東区における市民後見人の定義
  2. 市民後見人の名称
  3. 市民後見人のあり方（倫理と行動規範）
  4. 市民後見人の受任する事案の範囲（基準）
  5. 市民後見人の活動
- II. 市民後見人の育成について
  1. 市民後見人育成の進め方
  2. 研修カリキュラム
  3. 誓約書
- III. 市民後見人が適切に活動を行うための支援策について
  1. 支援策
  2. 市民後見人の活動が適正に行われるための後見監督
  3. 市民後見人の後見報酬
  4. 市民後見人の保険加入
- IV. 市民後見人の受任について  
市民後見活動受任調整委員会の設置
- V. 育成・支援体制について
  1. 区・社会福祉協議会の取組みのイメージ
  2. 区・社会福祉協議会の支援内容（役割）
- VI. 今後の成年後見制度利用促進の方策について

## 4. 市民後見人のあり方について

### (1) 台東区における市民後見人の定義

親族以外の方が成年後見人等に選任された場合を第三者後見人（※）と呼び、第三者後見人の内、専門職が選任された場合を専門職後見人、専門職以外の一般市民から選任された場合を市民後見人と呼んでいる。

台東区は、住民相互で支え合う昔からの下町気質がある。市民後見人は、こうした区民としての特性を活かした後見活動を行う必要がある。このため、台東区における市民後見人の定義を以下のとおりとする。

※ P 2 「(3) 成年後見人とは」の項を参照

- ①台東区民であること。
- ②専門職ではない一般区民を担い手とする。
- ③家庭裁判所から選任された第三者後見人である。
- ④ボランティア精神に基づく後見活動である。
- ⑤区民としての特性を活かした支え合いの後見活動である。
- ⑥区が実施する市民後見人育成研修を修了した方。

### (2) 市民後見人の名称

台東区の成年後見制度の担い手としてボランティア精神に基づき活動する市民後見人を、区民が親しみを持ちやすく、また、活動が広く周知されるよう「区民後見人」と呼ぶものとする。

本編では一般的な呼称である「市民後見人」として統一し、今後周知等を行う際は「区民後見人」とする。

### (3) 市民後見人のあり方（倫理と行動規範）

市民後見人は、判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を行う立場であることを念頭に置き、後見活動を行う必要がある。このため、後見活動の指針となる倫理及び行動規範を以下のとおりとする。

- ①成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「被後見人等」という。）の意思を尊重する。
- ②被後見人等の権利が擁護されるよう代弁し、行動する。
- ③財産管理と身上監護（身の回りの世話等の実際の介護・看護は含まない）を誠実に行う。
- ④被後見人等の最善の利益を優先し、公正かつ誠実に判断する。
- ⑤被後見人等の地域生活が維持できるよう適切な支援を行う。
- ⑥被後見人等のプライバシーを守り、秘密を保持する。
- ⑦後見活動等を通じて、市民後見人の社会的信用を高め、成年後見制度の普及に努める。

#### (4) 市民後見人の受任する事案の範囲（基準）

市民後見人は、一般の市民がボランティア精神に基づき後見活動を行うものである。このため、専門職が担うべき事案とは領域を分ける必要がある。

そこで、市民後見人が受任する時点で下記の項目に該当する事案を担うものとする。

- ①不動産の管理・処分等の専門的な対応がないこと。
- ②親族のかかわりが少なく、親族間で予想される紛争性がないこと。
- ③後見等の対象となる方につき、自傷や他害等がなく、身上監護が困難ではないこと。
- ④区民としての特性を活かした支え合いの身上監護等が必要となる事案であること。
- ⑤その他、事案ごとに市民後見活動受任調整委員会にて個別に判断を行うこととする。(※)

※①～④の基準のみで、画一的に市民後見人が担うに相応しい事案であると決定することは難しい。

このため、個別の事案ごとに専門家を含む「市民後見活動受任調整委員会」にて判断することが必要である。

### (5) 市民後見人の活動

	後見活動	専門職 後見人	市民 後見人	課題
財産管理	権利証や通帳等の保管	○	△	被後見人等の通帳や印鑑等、管理状況を定期的に監督することが必要
	収入（年金等）支出（公共料金等）の管理	○	△	日常的な収支管理等については、事故や不正を防ぐため、定期的な監督が必要
	金融機関の手続き	○	△	
	遺産相続等の手続き	○	×	
	不動産等の重要な財産の管理、保存、処分	○	×	①不動産等の処分は専門的な知識が必要となるため、市民後見人は適さない ②市民後見人受任後に相続等の課題が生じた場合には、専門家等へ業務を依頼できる体制が必要
身上 監護	被後見人等の住居等に関すること（家賃の支払い等）	○	○	家賃の支払い状況等について監督が必要
	医療に関すること（治療費の支払い等）	○	△	後見人等は、被後見人等の手術に関する医療同意は認められていないが、医療機関に医療同意を求められた場合等に、相談できる場が必要
	介護・生活に関すること（介護サービスの契約や利用、費用の支払い等）	○	△	被後見人等の意思や必要な支援について確認し、必要なサービスを提供できるよう、関係機関との連携や検討・相談できる場が必要
	施設の入退所に関すること（施設への入退所契約や費用の支払い等）	○	△	
	リハビリに関すること（契約や費用の支払い）	○	△	
被後見人等の見守り（定期的な訪問）	○	○		
事務	家庭裁判所等への報告（収支状況や財産目録等）	○	△	提出書類の作成方法や活動記録の書き方等の支援が必要

○・・・専門性や経験等が求められる活動

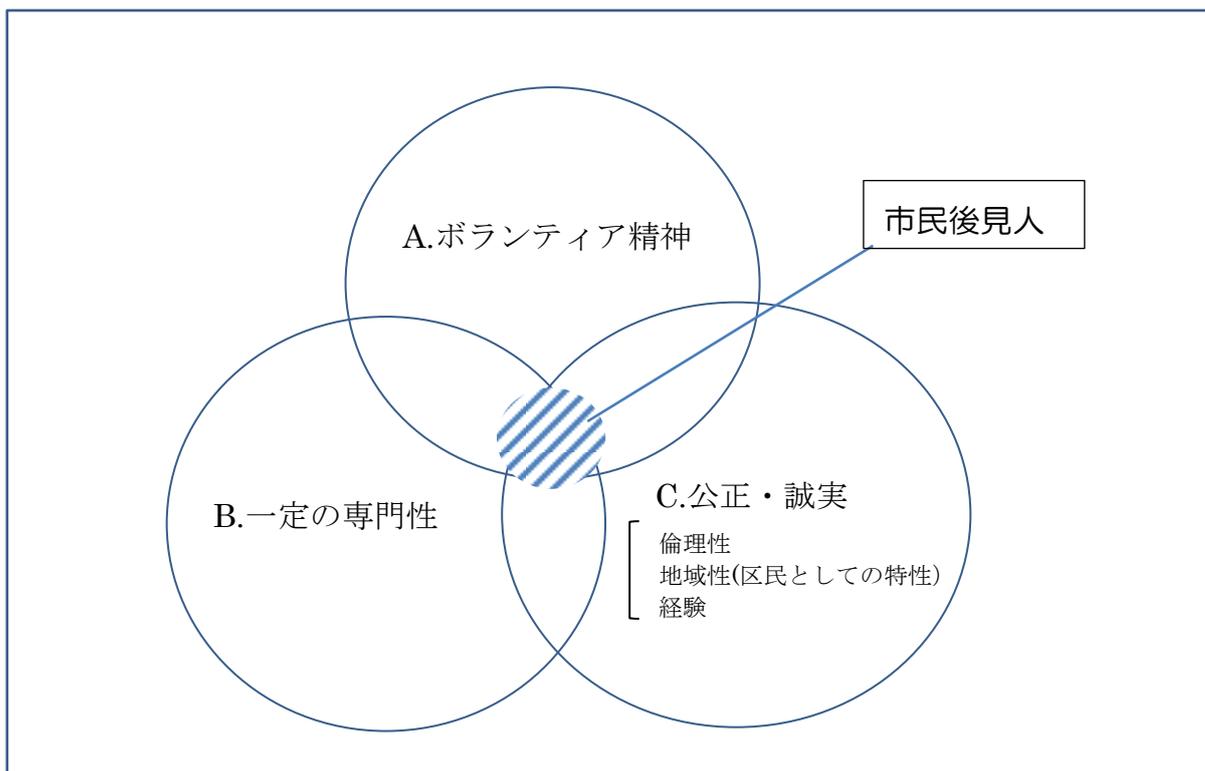
△・・・一定の専門性は備えているが、他からの支援を必要とする場合がある活動

×・・・専門性や困難度が高いため、市民後見人よりは専門職が担うことが相応しい活動

## 5. 市民後見人の育成について

台東区が目指す市民後見人が備えるべき適性や知識等を下記（市民後見人像）に示す。

### 【市民後見人像】



- ①台東区が目指す市民後見人像の実現に向けて、研修による育成から受任までを一体的に進める。
- ②市民後見人が後見活動を円滑に行うために必要な知識や技術、倫理性等を十分備えることができるよう育成に努める。

## (1) 市民後見人育成の進め方

台東区の市民後見人の育成から受任までの進め方を下記に示す。  
 なお、各項目（①～⑫）の説明は、P 18以降に示す。

### 募 集

①成年後見連続講座受講者に  
受講希望者を募集

①広報・ホームページ、チラシ等にて  
受講希望者を募集

②オリエンテーションの開催

③受講希望者の受付

### 研 修

④市民後見人育成基礎研修

修了者のみ（原則全日参加）

⑤面接・意思確認

⑥市民後見人育成実務研修（原則1年）  
社会福祉協議会で生活支援員として活動

修了者

⑦面接・意思確認

研修を継続して受講する意はないが、  
生活支援員として活動する  
意思のある方

生活支援員として  
活動

⑧市民後見人活動実践研修

### 市民後見人 受任

⑨面接・意思確認

⑩市民後見人候補者としての登録

⑪社会福祉協議会で後見協力員として活動

⑫市民後見人候補者の受任調整

市民後見人が受任  
するのが適当

市民後見人候補者として適任  
者を家庭裁判所へ推薦

市民後見人受任

専門職が受任するのが適当

後見人等候補者として専門職  
を推薦

専門職後見人受任

P 1 7 ( 1 ) 市民後見人育成の進め方の項目①～⑫については下記に示す。

### ①市民後見人育成基礎研修受講者の募集

- 社会福祉協議会が実施する成年後見制度連続講座（※）参加者を対象に市民後見人育成基礎研修の受講希望者を募集する。
- 広報たいとう、ホームページ、チラシにて一般区民を対象として市民後見人育成基礎研修受講希望者を募集する。

※平成26年度 成年後見制度連続講座

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
内容	成年後見制度ってなに？ ～家族と自分の安心のために～	成年後見制度を利用するには ～申立の仕方・申立書の書き方について～	これで安心、遺言制度 ～自筆遺言と公正証書遺言～

### ②市民後見人育成基礎研修のオリエンテーションの実施

- 市民後見人育成基礎研修受講希望者を対象に、市民後見人育成のための事業の趣旨や市民後見人の活動について十分理解したうえで受講申し込みができるようオリエンテーションを行う。
- オリエンテーションの実施により、市民後見人を目指す熱意のある受講希望者を募り、市民後見人の候補者として相応しい人材を確保する。

### ③受講希望者の受付

- 効果的な研修実施のため、受講希望者の熱意や適性等を把握し、指導方針等を検討する必要がある。そのために必要な情報を収集する。
- 上記の情報を収集するため、受講希望者は、応募時に経歴書及び志望動機等を記載した「受講届」を提出する。

### ④市民後見人育成基礎研修

各教科を担当する講師は、カリキュラムの内容に応じて学識経験者、専門職及び区の職員等に依頼するものとする。

カリキュラムについてはP 2 1 ( 2 ) 研修カリキュラムに示す。

### ⑤面接・意思確認（基礎研修修了後）

面接を行い、引き続き市民後見人育成実務研修を受講する意思があるか否か意思確認を行う。

### ⑥市民後見人育成実務研修

市民後見人育成実務研修として、被後見人等との良好な関係性やコミュニケーション、支援のあり方等を身に付けるため、社会福祉協議会事業である地域福祉権利擁護事業の生活支援員活動に原則1年従事する。

### ⑦面接・意思確認（実務研修修了後）

面接により、修了者が市民後見人候補者として市民後見人受任に向けて、継続して市民後見人活動実践研修を受講するか否かの意思確認を行う。

### ⑧市民後見人活動実践研修

市民後見人活動を円滑に行えるよう、より実践的、かつ、専門性の高い市民後見人活動実践研修を実施し、市民後見人受任に向けた実務を身に付ける。

### ⑨面接・意思確認（実践研修修了後）

面接により、修了者が市民後見人候補者登録の意思があるか否かの意思確認を行う。

## ⑩市民後見人候補者としての登録

東京家庭裁判所の指導により、区が成年後見人等候補者として市民後見人を推薦する場合には、区が市民後見人候補者の登録名簿を東京家庭裁判所に提出する必要がある。

○対象：以下の要件を満たす者

i 研修の全科目を修了した者

ii 市民後見人として活動する意思のある者

○市民後見人候補者は、近い将来、市民後見人として活動することになる。研修の修了者は、市民後見人候補者として区の登録名簿に掲載される際に、後見活動の遵守事項や行動規範に従うことを誓約する書面を提出する。これにより、市民後見人候補者の誇りと信頼性の確保を図る。区は、誓約書提出を受けて市民後見人候補者として名簿に登録する。

## ⑪後見協力員としての活動

社会福祉協議会にて後見協力員として活動するとともに、申立手続きの支援や家庭裁判所へ提出する報告書の作成等、市民後見人の受任に向けて後見活動の実務を学ぶ。

## ⑫市民後見人候補者の受任調整

市民後見活動受任調整委員会を設置して対応。詳細はP 27に示す。

## (2) 研修カリキュラム

「市民後見人候補者の育成に係る検討会報告書（東京都福祉保健局）」を参考に作成。

### ○市民後見人育成基礎研修カリキュラム

科目	内 容	時間
基 礎 研 修	① 成年後見制度の基本理念と概要	3
	② 被後見人等への支援の基本的な視点	2
	③ 福祉サービスと社会資源の活用	3
	④ 支援のための法律知識	3
	⑤ 市民後見人の基本姿勢	2
	⑥ 市民後見人の後見活動について	2
	⑦ 障害の理解と対象者理解 (知的障害・精神障害)	2
	⑧ 障害の理解と対象者理解 (認知症)	2
	⑨ 消費生活相談の実態とその対応	2
	⑩ 後見活動の実例	2
	⑪ 後見活動における活動報告	2
	⑫ 特別養護老人ホーム等見学	2
計		27

○市民後見人活動実践研修カリキュラム

科目	内 容	時 間
実 践 研 修	① 後見活動に係る法的知識（応用）	2
	② 傾聴・対人援助	2
	③ 様々な場面における成年後見人等としての 対応演習	2
	④ 介護保険制度について	2
	⑤ 高齢者の心理	2
	⑥ 台東区における福祉サービスの実態に ついて	2
	⑦ 後見関係事務演習（申立時書類、財産目録、 後見等計画書、収支予定表、報告書、 終了時手続き等）	6
	⑧ 後見監督・サポート	2
	⑨ 市民後見のあり方	2
計		22

### (3) 誓約書

(表面)

## 誓 約 書

平成 年 月 日

台東区長 様

台東区社会福祉協議会会長 様

住所

氏名

⑩

私は、台東区市民後見人育成研修を修了し、台東区市民後見人等候補者（以下、「後見人等候補者」という。）としての登録を希望します。

後見人等候補者としての活動並びに成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）の受任（「台東区市民後見人」といい、以下「市民後見人」という）にあたっては、下記の条項を遵守し、裏面の「台東区市民後見人の行動規範」に従い、誠実に活動することを誓います。

### 記

- 1 成年後見制度の趣旨を踏まえ、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下、「成年被後見人等」という。）の意思を尊重し、かつその生活状況や心身の状況に十分配慮し、注意義務を怠りません。
- 2 活動上知り得た情報を、活動期間中及び活動終了後においても他に漏らしません。
- 3 後見等事務において故意過失によって他に損害を発生させたときは、その責任の賠償の責を負います。
- 4 市民後見人としての立場、役割を十分理解し、成年被後見人等、関係機関、台東区民の信頼に応えるよう努めるとともに、信頼を損ない、また、誤解を招く行為は行いません。
- 5 後見活動期間中及び活動終了後においても、後見活動に要した適正な費用及び報酬以外、一切の金品財産の受け取りは致しません。
- 6 活動期間中は、後見監督人である台東区社会福祉協議会の指示に従い、活動します。

## 台東区市民後見人の行動規範

- ① 成年被後見人等、被保佐人、被補助人（以下「被後見人等」という）の意思を尊重する。
- ② 被後見人等の権利が擁護されるよう代弁し、行動する。
- ③ 財産管理と身上監護（身の回りの世話等の実際の介護  
・看護は含まない）を誠実に行う。
- ④ 被後見人等の最善の利益を優先し、公正かつ誠実に判断する。
- ⑤ 被後見人等の地域生活が維持できるよう適切な支援を行う。
- ⑥ 被後見人等のプライバシーを守り、秘密を保持する。
- ⑦ 活動を通じて、市民後見人の社会的信用を高め、成年後見制度の普及に努める。

## 6. 市民後見人が適切に活動を行うための支援策について

### (1) 支援策

市民後見人は、原則として一人で被後見人等に対して財産管理や身上監護等を行うことになる。

このため、被後見人等の親族や関係機関等との間で、被後見人等の処遇や事務管理のあり方について、意見の相違等の問題を抱えることも想定される。また、市民後見人が悩みを抱えたまま孤立する場合も想定される。

こうした課題を解決し、市民後見人が円滑に後見活動を行えるよう、支援する必要がある。

このため、区や社会福祉協議会（成年後見制度推進機関）は、相互に協力し、市民後見人の活動を下記のとおり支援する。

#### ①定期的な相談

ケース検討会議を定期的を開催し、必要に応じて専門職等による相談・助言等の対応援助を行う。（参加者：市民後見人、専門職、区、社会福祉協議会等）

#### ②随時行える相談

- 市民後見人が法律上の専門的な課題等に直面した場合に、社会福祉協議会が窓口となり、弁護士等の専門職に相談を行えるようにする。
- さまざまな福祉サービスの中から、被後見人等が迅速・的確に必要なサービスを受けることができるよう、市民後見人が区の窓口や専門機関に相談できるようにする。

#### ③フォローアップ

- 市民後見人の知識や技術の向上を目的に、区及び社会福祉協議会が研修会を実施する。
- 専門職後見人に市民後見人や市民後見人候補者が同行し、実際の後見活動を経験する機会を設ける。

#### ④市民後見人交流会の開催

市民後見人が孤立しないよう、地域のネットワークを活用し、市民後見人相互で、または区や社会福祉協議会、専門職との情報交換ができる場を設定し、定期的に交流会を開催する。

### (2) 市民後見人の活動が適正に行われるための後見監督

市民後見人の活動が適正に行われているかどうか、家庭裁判所や家庭裁判所が選任した後見監督人が調査し、確認することを後見監督という。

被後見人等の財産管理や身上監護の状況について、後見人等が行った活動記録の報告書、収支管理の報告書、財産目録の他、通帳や領収書のコピーの提出等が求められる。

後見人等に不正な行為、著しい不行跡、その他後見の任務に適さない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人等の請求により、又は職権で後見人等を解任することができる。

後見監督人の職務は他にも、後見人等が欠けた場合にその選任を家庭裁判所に請求すること等がある。

市民後見人の後見監督は社会福祉協議会（成年後見制度推進機関）が行うこととする。

### (3) 市民後見人の後見報酬

成年後見人等の報酬は、民法第862条により「家庭裁判所は、後見人及び被後見人等の資力その他の事情によって、被後見人等の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる」とされている。

報酬付与の審判の申立については、自治体により考え方が異なり、市民後見人の申立を認める考え方と、市民後見人の活動はボランティア精神に基づくものであるため、申立は認めない考え方がある。

本区では、いずれによるか検討した。

市民後見人による家庭裁判所への報酬付与の審判の申立は、妨げないものとする。

#### (4) 市民後見人の保険加入

市民後見人が後見活動に従事する場合、被後見人等に損害を与えることも想定される。このため、損害保険への加入について検討した。

市民後見人として活動する際、職務遂行時の無過失または過失による事故により被後見人等及び第三者に損害を与えてしまった場合等に備えて、市民後見人受任時に損害保険に加入するものとし、保険料は区の負担とする。

## 7. 市民後見人の受任について

### 市民後見活動受任調整委員会の設置

区は、市民後見人候補者を家庭裁判所へ推薦するにあたり、個別の事案について市民後見人が受任することが相応しいかの判断を行うとともに、被後見人等と市民後見人候補者を結びつける仕組みを整備することが必要である。このため、市民後見活動受任調整委員会を設置する。

推薦する市民後見人候補者を決定するため、登録者の研修の受講歴、取組み姿勢、適性等の情報が必要となる。このため、区及び社会福祉協議会は研修受講者の情報を適切に管理する。



## (2) 区・社会福祉協議会の支援内容（役割）

育成・活動支援	台東区	社会福祉協議会 (成年後見制度推進機関)	専門職団体 (専門職による支援)
①募集・オリエンテーション	○受講者の募集 ○オリエンテーションの実施 ○区民への周知		
②市民後見人育成基礎研修	○職員の講師派遣 ○育成基礎研修実施の支援	○育成基礎研修の実施	○講師の派遣
③市民後見人育成基礎研修 修了者への面接	○面接の実施		○面接の協力
④市民後見人育成実務研修		○育成実務研修の実施 ○生活支援員への登録	
⑤市民後見人育成実務研修 修了者への面接	○面接の実施		○面接の協力
⑥市民後見人活動実践研修	○職員の講師派遣 ○実践研修実施の支援	○実践研修の実施	○講師派遣
⑦市民後見人候補者名簿登録 の意思確認・面接	○面接の実施		○面接の協力
⑧市民後見人候補者名簿 への登録	○市民後見人候補者名簿 への登録・管理		
⑨市民後見活動受任調整 委員会による審査・区の 家庭裁判所への推薦	○区長申立事案において、市民後見活動受任調整委員会を開催 ○受任調整委員会で決定された市民後見人候補者について区が審査・決定し、家庭裁判所へ推薦	○市民後見人候補登録者の中から、個別の事案に相応しい適性のある方を調整候補者として市民後見活動受任調整委員会へ推薦	○受任調整委員会への参加
⑩家庭裁判所による 後見監督人の選任		○後見監督の受任	
⑪市民後見人支援策の実施	○市民後見人支援策の実施のため、社会福祉協議会等と連携	○市民後見人への日常的な助言・相談 ○ケース検討会の実施 ○交流会の実施	○市民後見人への専門的な助言・支援

## 9. 今後の成年後見制度利用促進の方策について

成年後見制度については、台東区高齢者実態調査（平成25年度）では74.2%、台東区障害者実態調査（平成25年度）では56.2%、区民サポーターアンケート調査（平成26年度）では90.2%が「知っている」又は「聞いたことがある」との回答であり、更なる普及・啓発を図る必要がある。このため、成年後見制度利用促進の方策を検討した。

※アンケート調査結果はP42以降に掲載。

### ① パンフレット・ホームページを活用した制度周知

成年後見制度の名称は知っていても、具体的な内容がわからないという意見が多い。このためプライバシーに配慮しながら事例やQ&Aをパンフレットやホームページに掲載し、区民に周知する。

### ② 介護サービス事業者への制度周知

成年後見制度を利用する可能性が高い高齢者やその家族に制度を周知する必要がある。そのためにはまず、高齢者と家族に接する機会の多い介護サービス事業者が成年後見制度の理解を深めることが重要である。このため、介護サービス事業者連絡会等の機会をとらえて制度を周知し、日常の相談業務等を通じて区民への啓発・普及を図る。

### ③ 演劇・落語等を活用した制度周知

複雑な制度の内容をわかりやすく周知するため、演劇や落語等を活用することを検討する。

#### ④ 講演会等の実施

成年後見制度は、財産の有無にかかわらず、例えば介護サービスを利用するためには契約行為が必要となる等の身近な課題を解決する仕組みである。にもかかわらず成年後見は財産管理のための制度で自分には関係ないという人が多い。このため、区民の身近なテーマの中で成年後見制度を取り入れた講演会等を行う。

(例：介護サービスの契約や預貯金の引出し等、判断能力が十分でない方が行う場合トラブルが生じる恐れがある等の身近なテーマや、高齢者虐待防止等)

#### ⑤ 申立手続きのサポート

複雑な申立書類の書き方や申立手続きについて、家庭裁判所へ申立書を提出するまでの支援の方策を実施する。

# 資料編

# 1. 「台東区市民後見等に関する検討会」設置要綱

## 台東区市民後見等に関する検討会設置要綱

平成26年 5月 1日

26台福福第66-2号

### (目的)

第1条 成年後見制度の担い手となる東京都台東区民の育成及び市民後見人が適切に活動を行うための支援のあり方について必要な事項を検討するため、台東区市民後見等に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東京都台東区（以下「区」という。）における市民後見人のあり方に関すること。
- (2) 区における市民後見人の育成に関すること。
- (3) 区における市民後見人への支援に関すること。
- (4) 区と成年後見制度推進機関との役割分担に関すること。
- (5) その他、成年後見制度推進に必要と認められる事項に関すること。

### (構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから、東京都台東区長が委嘱又は任命する会員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士、司法書士及び社会福祉士
- (3) 民生委員又は児童委員の代表
- (4) 介護サービス事業者の代表
- (5) 地域包括支援センターの職員
- (6) 社会福祉協議会事務局次長
- (7) 区の職員（福祉部長、福祉部福祉課長、福祉部高齢福祉課長、福祉部障害福祉課長、福祉部保護課長及び健康部保健予防課長）

(会員の任期)

第4条 検討会の会員の任期は1年とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を各1名ずつ置く。

- 2 会長は、会員の互選により選出し、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指定する会員が、会長の職務を代理する。

(会議及び会議録等の取扱い)

第6条 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、会長又は会員の発議により出席会員の過半数により議決したときは会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付することができる。

(招 集)

第7条 検討会は会長が招集する。

- 2 会長は、会員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 検討会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 2. 「台東区市民後見等に関する検討会」会員名簿

No.	区 分	氏 名	所 属
1	学識経験者	石渡 和実	東洋英和女学院大学 教授
2	弁護士	芳仲 美恵子	台東区法曹会
3	司法書士	中井川 洋平	(公社) 成年後見センター・ リーガルサポート東京支部
4	社会福祉士	小林 勲	(公社) 東京社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ東京
5	民生委員・児童委員	加藤 利夫	台東区民生委員・児童委員代表
6	介護サービス事業者	加藤 元昭	台東区介護サービス事業者連絡会代表
7	地域包括支援センター	水野 尚子	くらまえ地域包括支援センター
8	社会福祉協議会	加藤 敏明	台東区社会福祉協議会事務局次長
9	区職員	田邊 英一	台東区福祉部長
10		飯島 守人	(福祉課長事務取扱) 台東区福祉部参事
11		梶 靖彦	台東区福祉部高齢福祉課長
12		堤 照幸	台東区福祉部障害福祉課長
13		飯田 俊行	台東区福祉部保護課長
14		植原 昭治	台東区健康部保健予防課長

### 3. 「台東区市民後見等に関する検討会」開催経過

開催回	開催日	検討内容
第1回	平成26年6月11日	(1) 成年後見関連事業の実施状況について (2) 台東区における市民後見人の定義とあり方について
第2回	平成26年7月11日	(1) 市民後見人の活動に必要な支援策について (2) 成年後見制度推進機関の体制について (3) 成年後見制度促進の方策について
第3回	平成26年9月10日	市民後見人の育成について
第4回	平成26年11月4日	台東区市民後見等に関する検討会報告書案について

### 4. 主なテーマに対する意見

主なテーマ	主な意見
台東区における市民後見人の定義とあり方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「区民であること」だけではあいまいになるので、専門職ではない一般区民を担い手とするということを追加とした方が良いのではないかと。</li> <li>・台東区は住民相互で支え合うべきという昔からの下町気質がある。市民後見人の活動も、区民としての特性を活かした支え合いの後見活動であるとすべきではないかと。</li> </ul>
市民後見人の名称について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区では市民後見人を、区民が親しみを持ちやすく、また、活動が広く周知されるよう区民後見人と呼ぶほうが良い。</li> <li>・区民の感覚としては、区民後見人とした方が自分たちのことだと感じやすい。</li> <li>・区民の意識を配慮すると、区民後見人とした方がイメージしやすいのではないかと。</li> </ul>

<p>市民後見人のあり方（倫理と行動規範）について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見活動を行う中で、常に市民後見人として基本に立ち返ることができる行動規範が必要ではないか。</li> <li>・基本的には同じ地域の方が市民後見人となるので、情報管理や個人情報保護に関する倫理意識の醸成は確実に行わなければならない、プライバシーに関する項目をいれるべきではないか。</li> <li>・倫理意識についてはかなり厳しく研修の中で行っていただきたい。倫理感覚を持つことは、後見人等として非常に大事な要素である。</li> <li>・地域福祉の一つとして市民後見制度を位置づけることが大事である。</li> </ul>
<p>市民後見人の受任する事案の範囲（基準）について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所に限定しない方が良いのではないか。施設に入所していると身上監護の負担が少ないので、市民後見の初任者が受任するには適切ではある。ただ、施設入所だけに限定してしまえば、市民後見人が受任できる事案はそれほど多くなく、今後、専門職だけでは支え切れないと予想される成年後見制度のニーズを支えていけるのか不安なところがある。</li> <li>・市民後見人を受任後に、予想外の親族間の紛争等が起こる可能性もあるが、市民後見人の受任の段階では、親族間の紛争がない事案に限らないと、市民後見人の負担が大きいのではないか。</li> </ul>
<p>市民後見人の育成について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理観や社会的役割について、研修や面接を通して徹底して学んでもらうことが必要ではないか。</li> <li>・基礎研修から実務研修まで3年かかるので、期間を短くした方が良いのではないか。</li> <li>・実務研修は現行の2年は長いと感じる。個別の適性等もあるかと思うが、基本は1年でいいか考える。</li> </ul>
<p>市民後見人が適切に活動を行うための支援策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人が問題を抱え込まずに、比較的短時間に問題を解決できるように、随時相談を行える仕組みが必要ではないか。</li> <li>・初めて後見人等をやる方には、専門職と一緒に活動できるような仕組みや場が必要ではないか。</li> <li>・被後見人等が第三者に損害を与えてしまう場合も想定されるため、市民後見人が安心して活動できるよう保険の加入が必要であり、保険料の支援が必要ではないか。</li> </ul>
<p>市民後見人の受任について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会が法人後見を受任している事案で、市民後見人候補者の中で適任であると思われる人がいたら、バトンタッチしていくのが理想に近いのではないか。</li> <li>・最終的には受任調整委員会を経て、個別の事案に対して、被後見人等との関係性など適切な方を家庭裁判所へ推薦することとなる。そのため、たとえやる気のある方でも、事案によっては選任されないことが有り得ることを、研修や面接等で伝えていくべきではないか。</li> </ul>

<p>今後の成年後見制度利用促進の方策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度については、財産管理のことだと思われている方も多いと思うので、自分には関係ないと思っている方も多い。財産管理だけではなく、身上監護や虐待防止と絡める等、身近なテーマに関わってくるというような取り組みを行ってはどうか。</li> <li>・例えば落語家等呼んで後見落語を行うなど、区民が興味や関心を持てるような形態での周知・啓発を行ってはどうか。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>成年後見人等の後見報酬助成について、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の三士会共同で、都内区市町村の議会に対して、対象を首長申立だけではなく親族申立に拡大を求める陳情を提出し、台東区では趣旨採択となった。成年後見制度が広く利用されるよう、今後もぜひ一緒に協力していきたい。</p>

## 5. 成年後見制度関係資料

### 成年後見制度に係る福祉制度の変遷

	福 祉 制 度
昭和21年 日本国憲法公布	◆児童福祉法・身体障害者福祉法・生活保護法制定
昭和26年 社会福祉事業法制定	◆社会福祉事業・社会福祉審議会・福祉事務所 社会福祉協議会・社会福祉主事・社会福祉法人等の規定
昭和30年～40年 福祉充実・国民皆保険 の時代	◆国民健康保険法・国民年金法・知的障害者福祉法 老人福祉法・児童手当法等を制定
昭和50年～60年 福祉改革と民間活力導 入	「高齢者保健福祉推進10か年戦略」制定 高齢者の保健・医療・福祉が一体となり、施設福祉から在宅 福祉へ転換、市町村ごとに老人保健福祉計画を策定
昭和58年	◆老人保健法制定 → 健康保険法等の一部を改正する法律により、平成20年 高齢者の医療の確保に関する法律に改称（後期高齢者医療制度 発足）
平成12年 社会福祉の基礎構造改革	◆社会福祉事業法を「社会福祉法」へ改正・改称 ・利用者が自ら選択でき、自己決定できる仕組みへと変化 ・福祉サービス利用者の負担を応能負担から応益負担へ転換 ◆介護保険法施行 *介護保険制度の創設・・・措置から契約へ 利用者が自らサービスを選択し、契約に基づいて介護サービ スを利用する仕組み ◆民法改正、成年後見制度施行（配偶者法定後見人制度の廃止） 判断能力が不十分な人の権利を擁護するための制度 ▽民法第5章 後見 第858条 成年後見人の意思及び身上の配慮

平成12年	<p>「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その身上の状態及び生活状況に配慮しなければならない。」と規定</p> <p>○改正老人福祉法、知的障害者福祉法等施行</p> <p>*成年後見制度創設に伴い、区市町村長に審判の申立権を付与</p>
平成15年	<p>支援費制度施行</p> <p>障害者の福祉サービスを利用するための契約制度</p>
平成18年	<p>◆障害者自立支援法施行</p> <p>◆高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）</p> <p>▽高齢者虐待防止法 第28条</p> <p>「国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害を防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。」と規定</p> <p>○改正介護保険法・・・平成18年4月施行</p> <p>地域支援事業創設に伴い、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業」を必須事業と位置付ける。</p>
平成23年6月	<p>◆老人福祉法 改正</p> <p>成年後見人等を確保するため、区市町村が主体となった市民後見人育成等の取組みに関する努力規定の新設</p> <p>・・・平成24年4月1日施行</p> <p>▽老人福祉法 第32条の2</p> <p>「市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、補佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務が適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定</p>

<p>平成24年10月施行</p>	<p>◆障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）</p> <p>▽障害者虐待防止法 第44条</p> <p>「国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。」と規定</p> <p>・障害者自立支援法において成年後見制度の利用の促進を規定</p> <p>市町村の「成年後見制度利用支援事業」が平成24年度から、「成年後見制度法人後見支援事業」が平成25年度から、障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業の必須事業と位置付けられる。</p>
<p>平成25年4月施行</p>	<p>成年後見制度利用支援事業を規定する「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として施行</p>

# アンケート調査結果

## (1) 平成25年度台東区高齢者実態調査

平成25年度に実施した台東区高齢者実態調査によると、成年後見制度について一般高齢者の74.9%が知っている、または聞いたことはあると回答しており、要支援・要介護認定の高齢者の62.3%は知っている、または聞いたことはあると回答している。

### 【成年後見制度の認知度】

#### 一般高齢者

回答	割合
知っている	48.3%
聞いたことはある	26.6%
知らない	20.2%
無回答	4.9%

#### 要支援・要介護認定者

回答	割合
知っている	39.4%
聞いたことはある	22.9%
知らない	30.5%
無回答	7.1%

### 【成年後見制度の利用意向】

#### 一般高齢者

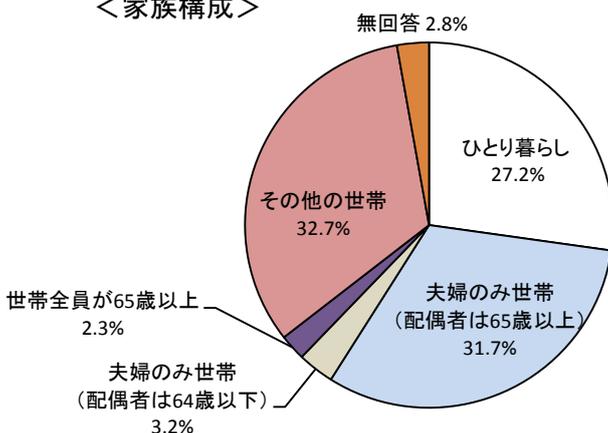
回答	割合
利用したい	21.5%
すでに利用している	0.3%
利用したいとは思わない	25.5%
わからない	47.3%
無回答	5.4%

#### 要支援・要介護認定者

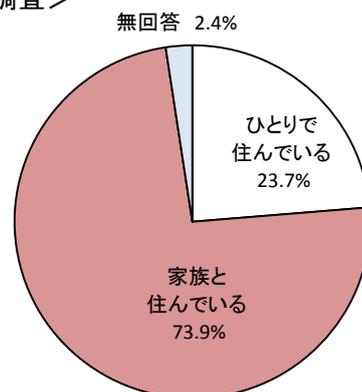
回答	割合
利用したい	19.4%
すでに利用している	1.8%
利用したいとは思わない	28.2%
わからない	44.5%
無回答	6.1%

### 【家族構成】 (一般高齢者調査をもとに作成)

#### <家族構成>



#### <前回調査>



## (2) 平成25年度台東区障害者実態調査

平成25年度に実施した台東区障害者実態調査では、56.2%の方が内容を知っている、または名前を知っていると回答している。

### 【成年後見制度の認知度】

回答	割合
内容を知っている	21.5%
名前は知っている	34.7%
まったく知らない	38.0%
無回答	5.9%

## (3) 平成26年度区民サポーターアンケート

平成26年5月に実施した区民サポーターアンケートにて、一般区民を対象としたアンケートでは、90.2%の方が知っている、聞いたことはあると回答している。

### 【成年後見制度の認知度】

回答	割合
知っている	64.5%
聞いたことはある	25.7%
知らない	9.3%
無回答	0.5%

### 【成年後見制度の利用意向】

#### ・本人が認知症等になった時

回答	割合
利用したい	32.8%
利用したくない	17.5%
わからない	48.1%
無回答	1.6%

#### ・配偶者や親が認知症になった時

回答	割合
利用したい	30.6%
利用したくない	25.7%
わからない	42.6%
無回答	1.1%

## 台東区及び特別区部等の高齢単身世帯数の推移等

### ○台東区及び特別区部等の高齢単身世帯数の推移

【単位：世帯】

		高齢(65歳以上)単身世帯					
		昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
台東区	高齢単身世帯数	3,317	4,214	5,522	7,317	9,910	11,143
	全世帯数に占める割合	5.0%	6.3%	8.1%	9.8%	12.1%	11.7%
特別区部	高齢単身世帯数	109,652	149,575	206,194	299,358	371,641	459,968
	全世帯数に占める割合	3.3%	4.5%	5.9%	7.9%	9.0%	10.1%
東京都	高齢単身世帯数	134,165	187,441	264,636	388,396	498,443	622,326
	全世帯数に占める割合	3.0%	3.9%	5.3%	7.2%	8.5%	9.7%
全国	高齢単身世帯数	1,180,723	1,623,433	2,202,160	3,032,140	3,864,778	4,790,768
	全世帯数に占める割合	3.1%	4.0%	5.0%	6.4%	7.8%	9.2%

		高齢(75歳以上)単身世帯					
		昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
台東区	高齢単身世帯数	1,237	1,635	2,161	3,299	4,645	5,442
	全世帯数に占める割合	1.9%	2.4%	3.2%	4.4%	5.7%	5.7%
特別区部	高齢単身世帯数	39,848	59,401	83,071	136,137	185,590	237,842
	全世帯数に占める割合	1.2%	1.8%	2.4%	3.6%	4.5%	5.2%
東京都	高齢単身世帯数	48,245	73,947	105,877	175,567	246,757	323,114
	全世帯数に占める割合	1.1%	1.5%	2.1%	3.2%	4.2%	5.1%
全国	高齢単身世帯数	413,256	639,563	917,473	1,393,063	1,966,953	2,592,614
	全世帯数に占める割合	1.1%	1.6%	2.1%	3.0%	4.0%	5.0%

台東区長期総合計画策定のための基礎調査より抜粋

### ○高齢者の世帯形態の将来推計（全国）

【単位：万世帯】

区分		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
一般世帯		5,184	5,290	5,305	5,244	5,123
	世帯主が65歳以上	1,620	1,889	2,006	2,015	2,011
	単独 (比率)	498 (30.7%)	601 (31.8%)	668 (33.3%)	701 (34.8%)	730 (36.3%)
	夫婦のみ (比率)	540 (33.3%)	621 (32.9%)	651 (32.5%)	645 (32.0%)	633 (31.5%)
	単独・夫婦計 (比率)	1,038 (64.1%)	1,222 (64.7%)	1,319 (65.8%)	1,346 (66.8%)	1,363 (67.8%)

(注) 比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計－平成25年1月推計－」

## 台東区市民後見等に関する検討会報告書

台東区市民後見等に関する検討会

平成26年11月

事務局：台東区福祉部福祉課

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6

電話 03-5246-1111（代表）